平成２１年（フ）第３８２号
長崎県佐世保市戸尾町11番12号
破産者　浦　　好広
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷2247番地
破産者　本山　浩美
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
熊本市長嶺西２丁目16番17号
破産者　柳原　幸明
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７８０号
熊本市長嶺西２丁目16番17号
破産者　柳原　裕子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０１８号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3960番地１
サングローリー津久礼405号
破産者　梅田キミ子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０９８号
熊本市帯山５丁目２番６―106号
破産者　髙本美千男
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３７５号
沖縄県沖縄市字宮里537番地　ハイムＹＳ302
破産者　名嘉眞正夫
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２１２１号
東京都品川区東大井５丁目26番８号
清算株式会社　大旺管財株式会社
代表清算人　尾﨑　憲祐
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　特別清算債権の定義
特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権を特別清算債権とする（別紙「債務一覧」の「特別清算債権額」）。
2　弁済の場所
協定における弁済は、特別清算会社の本店所在地において、特別清算債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
3　弁済における端数の切り捨て
弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　別除権付債権
1　別除権付債権の定義
別除権付債権とは、特別清算会社の不動産、その他の資産について担保権が設定されており、特別清算手続開始決定日までに対抗要件を具備している特別清算債権をいう（別紙「担保物件一覧」）。
2　別除権の対象資産の任意売却等
別除権の対象となっている資産は、別除権者の同意を得た上で、これを換価処分（任意売却）し、その換価代金全額を担保権の優先順位にしたがって別除権付債権の弁済に充てる。ただし、換価代金が、別紙「担保物件一覧」記載の「担保評価額（再生計画売却値）」を上回った場合は、換価代金から換価のための必要費用（税金、売買手数料、登記費用等。ただし、換価代金と担保評価額（再生計画売却値）の差額を上限とする）を控除した残額を、担保権の優先順位にしたがって別除権付債権の弁済に充てるものとし、別除権者による別除権の実行（競売手続等）は妨げない。
なお、任意売却による別除権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
3　別除権不足額に対する弁済
別除権付債権者の有する債権のうち、前項または別除権の実行によって弁済を受けることができない部分（以下「別除権不足額」という）については、一般債権として、後記第３の定めにしたがって弁済を行う。
なお、別除権付債権者は、特別清算会社に対して、別除権不足額確定後１ヶ月以内に、別除権不足額が確定した旨およびその額を通知するものとする。
第３　一般債権
1　定義
一般債権とは、特別清算債権のうち別除権付債権（別除権不足額を除く）、共益的債権及び優先的債権に該当しない特別清算債権をいう。
2　大旺機械株式会社の有する特別清算債権の放棄
大旺機械株式会社は、協定認可決定確定日において、その有する特別清算債権（今後取得する求償権も含む）の一切を放棄する。
3　元本
①　第１回弁済
前項の債権者以外の債権者（以下「弁済対象債権者」という）の有する一般債権（別除権不足額を含む）の元本については、協定認可決定確定日から１カ月以内に、別紙「債務一覧」の「第１回弁済金プロラタ弁済額」欄記載の金額を、第１回弁済金として弁済する（弁済対象債権者に対し支払う第１回弁済金を以下「本件各第１回弁済金」という）。
②　最終弁済
弁済対象債権者の有する一般債権（別除権不足額を含む）の元本について、すべての財産（別紙「担保物件一覧」記載の物件及び別紙「無担保物件一覧」記載の物件を含むが、このほかに特別清算会社に帰属する財産が発見された場合には、それも含まれる）の換価が完了したのち１カ月以内に、以下のとおり、最終弁済金を弁済する（以下「本件各最終弁済金」という）。
最終弁済額の算定にあたっては、第１回弁済時における弁済総額と第２回弁済時において特別清算会社が保有する現預金の合計額から、特別清算会社の特別清算手続遂行に関して生じた費用（本件各最終弁済金の支払いに要する費用も含む）を控除した金額を、別紙「債務一覧」の「按分弁済基準額」から特別清算開始後の別除権対象資産売却代金からの弁済額を控除した金額を基準として按分して、弁済対象債権者に対する最終的な弁済額を算出し、最終弁済においては当該最終弁済額から第１回弁済額を控除した金額を弁済する（ただし、弁済時点の弁済対象債権者の実債権額を越えられないものとする。以下同じ）。
③　追加弁済
前記②による弁済の後、新たに残余財産が発見された場合は、これを清算人において換価した上で、手続関連債権及び優先的債権に優先的に弁済し、なお残額がある場合は、残額について、弁済対象債権者に対し、その債権残高の割合（別紙「債務一覧」の「按分弁済基準額」欄記載の金額から、特別清算手続開始後の弁済額（別除権対象資産売却代金からの弁済及び本協定に基づく弁済の合計額）を控除した金額）に基づいて按分した金額を、当該残額が生じることが確定した日から１カ月以内に弁済する。その場合、追加弁済の範囲において、下記４に基づく債権放棄（免除）の効力は遡って失われる。
4　元本の放棄
弁済対象債権者は、最終弁済が完了した時に、弁済を受けられなかった一般債権の元本をすべて放棄する。
5　利息及び遅延損害金
弁済対象債権者は、一般債権のうちの利息及び遅延損害金について、協定認可決定確定日において、すべて免除する。
第４　共益的及び優先債権
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部